

特集 ● 歴史的岐路に立つ生存権と社会保障

財界と安倍政権が企む 社会保障解体の行方

三成一郎

はじめに

戦後70年という節目の年明け、2015年1月31日にリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー元ドイツ大統領が94歳で死去した。同氏は、周知のとおり、ドイツの敗戦40周年にあたる1985年5月8日、連邦議会で演説し、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」という名言を残している。つづけて彼は、「非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすい」と警告、ナチスの残虐な戦争犯罪と自国民の罪責を直視するよう呼びかけた（「荒れ野の40年」岩波ブックレットNo.55）。

世界の人々に深い感動を巻き起こしたこの演説も、安倍首相には「馬の耳に念仏」であるようだ。「侵略の定義は定まっていない」などと、過去の戦争を正当化、日米「血の同盟」化に向け、違憲の戦争法案制定に突き進む。しかし、70年の歴史は無為に過ぎてはいない。民意は安倍内閣を包囲しつつある。戦争か平和か、いままさに正念場を迎えている。

筆者は10数年も前に見た一枚の写真を忘れることができない。それは東京大空襲（1945年3月10日）で犠牲になった女性の黒焦げの遺体である。遺体の下から息絶えた無垢の乳児が出てきたという説明が付してあった。焼夷弾

の猛火が迫るなかで、とっさに指で掘った小さな穴の中には、母親のわが子への深い愛情と恐怖、絶望が埋まっていたのだ。戦争は最大の人権侵害である。「戦争する国」は、人として生きるための前提条件をことごとく押し潰す。いま憲法9条の死文化がすすむなかで、深刻な格差・貧困が蝕む日本の現実、決して偶然ではない。私たちの暮らし・自由・民主主義もまた歴史的岐路を迎えている。

そこで本稿は、憲法25条に焦点を当て、新自由主義の台頭以降、社会保障の原則がどこまで変質したかを整理し、財界と自公政権による社会保障のさらなる破壊の先にどんな社会が待っているかを想像したい。最後に、安倍政権の野望を粉碎し、「平和的生存権」が息づく社会の実現に向け、当面する対抗軸を考えたい。

1 新自由主義とはどんな経済政策か

最初に、そもそも新自由主義はいつごろから台頭したのか、どんな経済社会をめざしているのかを再確認しておこう。

1970年代に入ると、2度の「石油危機」（73、79年）が勃発し、原油価格の高騰によって戦後の経済成長が土台から揺らぐ状況を迎えた。資本主義国は戦後最大の不況に見舞われ、深刻な経済、財政危機に陥った。不況とインフレーションの同時進行（スタグフレーション）とい

う、かつて経験のない状況に直面し、それまでのケインズ経済学にかわって、70年前後に顕在化していたミルトン・フリードマン（1921～2006年）らの新自由主義が脚光を浴びることになる。シカゴ大学を拠点としていたため、「シカゴ学派」ともいわれる彼らは、経済・財政危機の原因は「大きな政府」にあり、市場原理こそ社会の活力を生むという市場主義万能論の立場から、「小さな政府」論を展開し、徹底した①規制緩和、②民営化、③社会支出の削減を主張した。

しかし、彼らの「小さな政府」論にはいくつかの例外があった。その一つは新自由主義と国家権力との癒着であり、必要なときには国家の力を最大限に利用することである。例えば、それはリーマンショック（08年）直後のアメリカで、メガバンクに国家から多額の税金が投入されたことから証明される。日本でも90年代初頭のバブル崩壊の後始末で、不良債権処理のためとして、金融機関に湯水のように公的資金が投入され、その後も10年以上にわたって法人税が免除されたことは記憶にあたる。しかも救済された相手は、それぞれ経済危機をつくりだした張本人であったのだ。

国民には暮らし・雇用・社会保障を切り捨て、「自助努力」、「自己責任」を強制する一方で、大企業・大銀行には自由放任の利益追求を保障、窮地には救済の手を差し伸べるという、徹底した「1%」の側にたつ経済政策である。結局、新自由主義は資本主義のゆきづまりから大企業をいかに脱出させるか、彼らがさらに豊かになるための露骨な「処方箋」を示すものであり、およそ「99%」の側とは対極にある経済政策である。（ナオミ・クライン著『ショック・ドクトリン』上・下、岩波書店、中山智香子著

『経済ジェノサイドフリードマンと世界経済の半世紀』平凡社新書などを参照）

2 中曽根臨調「行革」と社会保障受難のはじまり

先進資本主義国における新自由主義的経済政策は、イギリスのサッチャー首相によるサッチャリズム（79～90年）、アメリカのレーガン大統領によるレーガノミクス（81～89年）がその徹底ぶりでも有名だが、日本では中曽根康弘首相による臨調「行革」政治（82～87年）が、この経済政策と軌を一にするものであったといわれる。

60年の安保闘争以降、池田勇人内閣（60～64年）による大企業本位の高度経済成長政策のもとで、公害被害、高物価、買占め、格差拡大などが広がり、国民との矛盾が激化、怒りは直接、財界に向けられるようになっていた。住民運動の広がりとともに、革新自治体が次々に誕生、4300万人の住民が新しい自治体のもとで暮らすまでになっていた。くわえて、70年代の経済危機で窮地にあった財界・自民党は、支配体制の再編強化を喫緊の課題としていた。その意味で、臨調「行革」は保守勢力の劣勢に歯止めを掛け、同時に「自信喪失」状態にあった財界の「復権」を計る狙いが込められていたといえよう。

会長に土光敏夫経団連名誉会長をすえ、財界主導のルールを敷いた「第二次臨時行政調査会」（臨調）は、「民間の活力」を活かす社会、「個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や近隣、職場や地域社会や連帯を基礎」とした社会を実現すると宣言。そのためには、行政は「過剰な関与を厳に慎む」ことが必要であると強調した。財界には「増税なき財政再建」を約束す

る一方で、社会保障を敵視、革新自治体のシンボルであった老人医療費無料化を廃止（83年2月）、医療保険の被用者本人10割給付の原則を崩し（84年10月、当面1割負担）、被用者年金の支給開始年齢も法律本則に65歳が明記された。さらに、市町村国保への国庫負担率の大幅引き下げ（84年8月）や国保証取り上げ規定（87年1月）、労働者派遣法制定（85年7月）など、どれも今日の労働者・国民の苦難の起点となる悪法が、この時期に次々と強行された。「戦後政治の総決算」を掲げた臨調「行革」は、「社会保障の充実が『怠け者の天国』になる」という議論は、社会保障制度の仕組みを正しく理解しない俗論にすぎない」（「厚生白書」68年版）という戦後の政府の立場を、180度転換させる起点となったものである。

3 90年代の新自由主義的経済政策の展開

ソ連崩壊という歴史的激動のなかで幕を開けた90年代は、日本でも「資本主義の勝利」が喧伝され、自由競争、民間活力、民営化などを掲げる新自由主義はあたかも「正義」であるかのような風潮が意図的に広められた。しかし、「資本主義の勝利」とはうらはらに、財界・大企業は90年代初頭のバブル崩壊によるデフレ不況からの脱却と、グローバル競争を勝ち抜くための戦略を模索していた。そして「高コスト構造の是正」を追求する財界・与党は雇用と社会保障のさらなる破壊、新自由主義的経済政策へのめり込んでいった。

1) 働く貧困層増大と社会保障の土台崩壊

95年5月、日経連（現在の経団連）は「新時代の『日本的経営』」という経営戦略を発表、

日本型経営から株主利益重視のアメリカ型経営への転換を図る戦略を打ち出した。この新戦略は、労働者を①少数の基幹労働者（正社員）、②「専門部門」を担う有期雇用者、③圧倒的多数の非正規労働者と、3つのグループに分けて、総額人件費を徹底的に削減することを狙いとした。つまり、売り上げが伸びなくても利益だけは確保するというまことに身勝手な戦略であった（藤田宏著「財界戦略とアベノミクス」、労働総研ブックレット参照）。

朝日新聞（07年5月17日付）は新戦略発表の前年94年2月25日、千葉県浦安市舞浜の高級ホテルに大企業のトップ14人が集結し、「新しい日本型経営」をめぐる激しい議論を交わしたと報じている。宮内義彦（オリックス社長）は、「企業は株主にどれだけ報いるかだ」、「雇用や国のあり方まで経営者が考える必要はない」、「我々は効率よく富を作ることに徹すればいい」などと発言。これに対して今井敬（新日本製鉄社長）は「それはあなた国賊だ」、「一番重要なのは従業員の処遇だ」、「終身雇用を改めるなら経営者が責任とって辞めたあとだ」などと反論したという。この論争は、翌年の「新経営戦略」に見るごとく、「国賊側」の勝利で決着した。その場に同席していた品川正治（日本海上保険相談役・当時）は、「結局、舞浜が、企業も国も漂流を始めた起点ということになった」と振り返る（「朝日新聞」同上）。

「舞浜会議」を境に、99年、04年の労働者派遣法改悪など相次ぐ労働法制の規制緩和と、法人税率引き下げなどで、大企業（資本金10億円以上）は内部留保を98年度の143.4兆円から、14年度には299.5兆円まで積みあげている。まさに「効率よく富を作ることに徹した」結果である。一方で非正規労働者は全労働者の

38.0%、2012万人に（14年11月、総務省）、年収200万円以下の働く貧困層（ワーキングプア）は1090万人（12年度）に激増している。

経済協力開発機構（OECD）の「経済格差に関する報告書」（15年5月21日発表）は、日本の非正規労働者の多くが雇用保険に加入しておらず、職場ベースの健康保険への加入者は半数以下であると指摘している。また、厚生年金から排除されている労働者が多数存在することも容易に想像できる。多くの非正規労働者は失業しても手当がなく、医療保険も保険料が全額自己負担の国保に加入せざるをえない。低賃金のため未加入になれば、病気になっても医療にアクセスできない。老後の所得保障もない。なによりも常に解雇の不安に怯える日々を送っているのだ。日本の貧困層の8割以上はワーキングプアである。この現実をつくった財界・大企業と、これを一体で推進した政府・与党の責任は重大である。財界新戦略の罪は、低賃金、無権利の労働者を激増させ、労働者・家族の生存権を剥奪したことにとどまらず、社会保障の支え手をも劣化させたことである。社会保障の土台そのものを掘り崩した責任をきびしく指摘しなければならない。

2) 「権利」としての社会保障から、「商品」としての社会保障へ

社会保障制度審議会（首相の諮問機関）は95年7月、「社会保障の再構築——安心して暮らせる21世紀の社会を目指して——」という「勧告」を提出した。同審議会は、1950年の「勧告」で「社会保障の責任は国家にある」と明言。戦後、憲法25条に魂をいれるべく、労働者・国民の運動を背景に、日本の社会保障の法整備を進める役割を、一定果たしてきた機関

であった。しかし、ここにきてその任務を放棄するばかりか、以下のとおり、社会保障の理念そのものを歪めるまでに変質したのである。

「95年勧告」は、いまや日本の社会保障は「制度的には先進諸国と比べ遜色ない」、「高齢者も障害者も経済的地位が向上」したという誤った認識を示し、21世紀に向けての新しい理念の必要性を説く。この真意について、隅谷三喜男（同審議会会長）は、社会保障のほんらいの目的である「健康で文化的な最低限度の生活保障」（憲法25条）の国の役割は終わった、これからは、国民は自立と社会連帯で「健やかな安心できる生活」を確保すべきであると説明している（『週刊社会保障』95年8月号）。つまり、25条はすでにクリアしたので、これからはこの水準を超える部分、すなわち国民生活の「豊かさ」、「多様性」にどう応えるかが社会保障の課題となるというのだ。そして、25条を超える社会保障は「益」であるから、「受益」に応じて負担する「応益負担」は当然であるという理屈を導きだしている。「勧告」は、21世紀の社会保障を「みんなのためにみんなでつくり、みんなで支えていくもの」と謳うが、「みんな」の中から、国家と大企業が除かれていることが最大の特徴である。結局、「勧告」は社会保障に対する国家と大企業の責任を放棄し、「権利」としての社会保障から、「商品」としての社会保障へ、社会保障・命の有料化への起点になったものである。

介護保険法が、「95年勧告」のフロントランナーとしての役割を担って、2000年4月に実施されたことは周知のことである。介護保険は、①国庫負担の削減を目的として、税方式（措置制度）から社会保険方式に変更し、所得の有無、課税、非課税を問わず、原則すべての人（40

歳以上)に保険料を課したこと。さらに受けたサービスに応じて1割の利用料を徴収する制度(応益負担)に変更したこと、②「自由にサービスが選べる」ことをうたい文句に、規制緩和をテコにして、介護分野に営利企業を参入させ、利用者と事業者との「直接契約」、つまり、そこに「自己責任」を忍び込ませたことなど、社会保障制度の具体的な変質をすすめる突破口となった。その後、この流れは障害者自立支援法(障害者総合支援法)、後期高齢者医療制度に引き継がれ、いま保育所制度に広げられようとしている。

4 小泉「構造改革」と弱肉強食の格差・貧困社会

小泉政権(2001年～06年)は、90年代の「財界新戦略」と「95年勧告」にもとづいて、雇用と社会保障の解体、負担増路線を具体化し、国民に耐えがたい「痛み」を広げた。

社会保障については、高齢者人口の増大などに伴う自然増経費を、毎年2200億円(初年度3000億円)も削減するという暴挙を重ねた。健康保険本人の3割負担への引き上げ(02年7月)をはじめ、年金のマクロ経済スライド制導入、介護保険、障害者施策の改悪など、小泉内閣による破壊のすさまじさは、歴代の自民党政治のなかでも突出していた。

とりわけ、「構造改革」による攻撃の矛先が生活保護世帯に向けられたことは、小泉政治の冷酷、非情さを際立たせるものであった。小泉内閣は、戦後初めて2年連続(03～04年度)で生活扶助基準の引き下げを実施し、さらに高齢加算と母子加算の廃止を強行した(母子加算は国民の運動で09年12月に復活)。

生活保護は、すべての国民に「健康で文化的

な最低限度の生活を保障する」(憲法25条)制度であり、人間が人間として生きていくための「最後の命綱」である。つまり、保護基準は国の「貧困ライン」を示すものであり、それを引き下げるとは、保護世帯の生存権侵害にとどまらず、国民生活の「底」を壊し、国民全体の生活水準を引き下げるものである。実際、生活保護基準は最低賃金、住民税非課税限度額、就学援助、各種自治体の福祉施策などの“物差し”となっており、北海道帯広市などでは、この基準の引き下げによって市民の4分の3が利用する51の事業に連動、影響するという調査結果を発表している。また、年金の税控除の縮小・廃止、定率減税の撤廃などの庶民増税が雪だるま式の負担増となって高齢者・国民生活を直撃、格差・貧困化に拍車をかけたことも、小泉政治の歴史に残る悪行であった。ブラックジョークのようだが、あの中曽根康弘氏が「小泉政治はあまりにレッセフェール(自由放任主義)だった。恩情と救済という面がなかった」(「朝日」07年4月27日付)と述べているほどである。

5 アメリカの「日本改造計画」と経済主権放棄の歴史

2015年5月、アメリカの「スターバックス」が鳥取県に初オープンし、「スタバが47都道府県を制覇」というニュースが流れた。いまや多国籍企業の日本上陸はコーヒーだけにとどまらない。社会保障分野にも外圧が押し寄せている。そこで、アメリカによる経済分野の「圧力」の歴史を簡単に振り返っておきたい。

日米安全保障条約(1960年)は、軍事同盟の取り決めであるが、第2条には「締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くこと

に努め、また、両国の経済的協力を促進する」という経済条項がある。「くい違い」を除くということは、アメリカの多国籍企業が商売をやるうえで都合の悪い日本の法律、行政システム、文化、慣習などの変更を迫るものである。アメリカの国益に沿って規制緩和と経済構造の転換を求める「日本改造計画」であるといっても過言でない。

たとえば、「日米構造協議」（89～92年）では200項目余の要求が日本に突きつけられている。この時期には、貿易不均衡の解消、内需拡大のためという理由から、10年間で430兆円（90年）の公共投資を確約させられ、その後も要求は630兆円（94年）までエスカレートした。今日の財政赤字の大きな原因は、90年代に借金を繰り返して年間50兆円規模の公共事業をつづけた結果である。当時、アメリカの顔色うかがい、電話一つで言いなりになる日本を「ブッシュホン」と揶揄されたことは有名である。大規模小売店舗法（大店法）の廃止（2000年）もアメリカの要求であり、「シャッター商店街」が全国に広がる要因となった。93年の日米首脳会談では、「年次改革要望書」（94～99年）の交換を約束させられ、アメリカからの対日要求は激しさを増した。小泉時代の郵政民営化もアメリカの年来の要求であったことは承知のとおりである。21世紀の日本はすっかりアメリカ型の社会に変貌した。それでもアメリカの要求はとまらない。株式会社病院運営、混合診療の解禁など国民皆保険の解体をねらう医療分野の市場開放は、いま日米保険会社の垂涎的になっている。

新自由主義は世界中を席卷したが、90年代に入ると、労働者・国民との矛盾が激化、反撃が強まるなかで、南米諸国をはじめ、欧州の主

要国も政策の手直しを余儀なくされ、紆余曲折はあるが、アメリカ型社会と一線を画す方向に向かった。しかし、すでにみたように、日本の現実にはアメリカに経済主権まで奪われている。この世界に例をみない従属、「ブッシュホン」状態の屈辱からいかに抜けだすかは、新自由主義的経済政策の終焉と、私たちの命、暮らし、社会保障の再生がかかっていることを痛感する。

6 生存権の一線を越える財界・安倍政権の暴走

第二次安倍内閣の登場（12年12月）は、国民にとっては最大の不幸、財界にとっては最高の幸せであった。安倍首相は、小泉政治を踏襲し3年間（13～15年度）で生活扶助費を6.5%、670億円も削減した。15年度からは住宅扶助費と冬季加算も削減、住宅費削減で44万世帯が転居を迫られている。冬季加算の削減は食費を削るか、灯油を節約するかを選択であり、命に直結する事態が目前に迫っている。さらに、生保医療費の自己負担導入まで検討している。小泉政治のはるか上を行く冷酷、非道な棄民政策の一方で、財界には「世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくると約束。15、16年度で法人税を1兆6000億円も減税するという大盤振る舞いにくわえて、今後数年間で法人税率を20%台にする計画をすすめている。

医療、介護の切り捨ても情け容赦がない。高齢者の医療費窓口負担の引き上げ、後期高齢者の保険料軽減特例の廃止（対象856万人、17年度予定）。国民健康保険の運営を市町村から都道府県へ移管（18年度）し、国税負担増の押し付け。介護については、要支援1・2の高齢者（約170万人）を介護保険から外し、市町村の独自事業に移す計画が進行中である。特養

老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限定(15年4月)、介護利用料の2割負担導入(15年8月・80万人)。事業者への介護報酬の4.48%引き下げ、などなどである。年金も「特例水準」(2.5%)の解消による減額につづいて、15年度は「マクロ経済スライド」の初発動で、物価水準より2.2%低い、わずかに0.9%の引き上げにとどめた。その結果、2015年度の社会保障費(自然増分)は、小泉時代の2200億円を大幅に上回る3900億円が削減された。いまや不安と怨嗟の声は列島中に満ちている。

「骨太方針」は「経済ジェノサイド」への序章

しかし、社会保障の切り捨てはこれにとどまらない。安倍政権は15年6月30日、「骨太方針」(経済財政運営の基本指針)と「成長戦略」(改訂版)などを閣議決定した。「骨太方針」は2020年度に「財政健全化」を達成するとして、当面、16～18年度までの3年間で社会保障費(自然増分)を毎年3000億～5000億円削るという方針である。具体的な検討項目は、①医療・介護の給付に資産要件を導入、②公的保険の適用範囲を縮小、③病床数の強制的な削減、④医療・介護費の高い自治体へ罰則を導入するなどである。

財界からの社会保障切り捨ての提案も目白押しである。経済同友会は、70歳以上の医療費自己負担はすべて3割に、介護の自己負担は2割に、年金は65歳以上の全国民に7万円を給付(財源は消費税)、これ以外は民間保険で、つまり自己負担で補えとの提案である(「財政再建は待ったなし」15年1月21日)。民間シンクタンクの「総合研究開発機構」(NIRA)は、介護度1までは全額自己負担、介護度2～5は2割負担などを提案、2020年度までに3.4兆～

5.5兆円の社会保障費(公費)削減を提案している(「社会保障改革しか道はない・第2弾」15年2月16日)。ちなみにNIRAの会長はウシオ電機の牛尾治朗会長で、先の「舞浜会議」で宮内義彦氏の主張を援護した財界人である。また、風邪は7割負担、少額治療費は全額負担など(産業競争力会議・議長安倍首相)や、年金支給開始年齢を68歳前後に引き上げる案なども俎上にのぼっている(財政審議会)。

救急車の「一部有料化」までが検討されていることは衝撃である(財政審)。アメリカの救急搬送はほとんどが民間会社の仕事であり、「連邦政府監査院報告」(2012年)によれば、救急車の基本料金は、州で異なるが\$224～\$2204(約2.7万～26.5万円)であるという。これに病院までの距離、車内での医療器具使用料などが加算される。救急車代がカバーされない保険は全額自己負担になる。「一部有料化」というが、消費税や労働者派遣法にみるように、「小さく産んで大きく育てる」のが自民党政治の常套手段である。急病でも病院の入口までも行けない、こんなアメリカ型社会への道は断じて阻止しなければならない。

公的責任を縮小すればするほど、社会保障の営利化、市場化のビジネス・チャンスは膨らむ。別の民間保険に加入しなければまともな医療、介護、年金の保障もない。これが安倍政権の社会保障「成長戦略」である。しかし、低所得者は蚊帳の外におかれる。日本の相対的貧困率は16.1%、人口にして約2000万人で、アメリカに次ぐ貧困大国だ。子どもも6人に1人が貧困状態。「貯蓄なし世帯」は31.0%、約1500万世帯(14年)である。生活が「苦しい」という世帯は62.4%と過去最高になっている(14年7月現在、厚労省)。そのうえ、「社会保障・

税のマイナンバー制度」(16年1月実施)が庶民の虎の子に「資産」と称して網をかけ、収奪しようと待ち構える。まるで砂時計のように中流層が下に落ちて、貧困マジョリティーが急ピッチで形成されつつある。生涯派遣に道を開く労働者派遣法改悪、残業代ゼロ法案など、さらなる雇用破壊も暗い影を落とす。私たちはどこへ向かおうとしているのか。生存権は自殺で諦めるか、犯罪でつなぐか、殺伐とした社会はすでに始まっている。正社員は過労死、非正規社員は餓死、医療・介護難民がまちにあふれ、孤立死の激増、親子共倒れの社会に向かうのか。生存権の一线をはるかに超える「経済ジェノサイド」(大量虐殺)の入口に、いま私たちは立たされているように思えてならない。安倍政権による亡国の道を許さないために、国民の力をさらに結集するときである。

7 生存権の歴史的危機を切り開くために

「国家が総力を挙げて作り上げる大きな嘘は、いつの時代でも見破ることは容易ではない」。これは映画「望郷の鐘」一満蒙開拓団の落日一の冒頭の字幕である。戦後の生存権を守るたたかいも、見方を変えると常に「国家が作り上げる大きな嘘」とのたたかいであったように思う。「大きな嘘」を見破らないと歴史を前にすすめることはできない。

例えば、「消費税増税は社会保障のため」というのは、消費税創設 이래の政府の宣伝文句である。事実はどうか。消費税収の累計額は89～15年度までの27年間で304兆円であるのに対し、法人3税の減収額累計は同時期で263兆円である。消費税収の大半が法人税減税の穴埋めで消えている(『労働総研クォータ

リー』2015年春季号参照)。これが事の真相である。さらに、肝心の社会保障は年々やせ細る一方であることから、この大嘘はもはや通用しない。

もう一つは、安倍首相のいう「トリクルダウン論」の嘘である。つまり、「大企業や富裕層がもうかれれば、やがて庶民も豊かになる」という謬論である。OECDの報告書(「格差と成長」13年12月9日)は、「成長の恩恵が自動的に社会にトリクルダウンすることはない。そうした考えは格差を拡大し、経済成長を阻害する」と指摘している。さらに「報告書」は、「不平等を是正する政策でこそ、社会はより豊かになることができる」という発想への転換」を求め、「そのために必要なのは、富裕層への適切な課税であり、質の高い教育や医療を国民に保障すること」が重要であるとのべている(「しんぶん赤旗日曜版」15年2月8日号より)。安倍「理論」は大企業奉仕に対する言い訳にすぎず、トリクルダウン論の誤りはすでに世界的な常識となっている。

そこで、生存権の危機を打開するたたかいをすすめるうえで、以下の私案を提案したい。

第一は、「骨太方針」が主張する歳出の削減、すなわち、「社会保障の削減なくして財政再建は不可能」だという「大嘘」をいかに早く粉碎するかである。「方針」は「経済再生と財政健全化の二兎を得る」というが、結論を先にいえば「二兎」とも得られないということだ。そもそも、経済成長のカギは、GDP(国民総生産)の約6割を占める個人消費(内需)をいかに拡大するかにある。すでにみたように、社会保障の給付減・負担増、雇用破壊に加え、10%への消費税増税(17年4月)がのしかかる状況下では、個人消費がさらに落ち込むことはあつ

ても、GDPは増えることはない。しかも、「二兎」を追う方針はGDP名目3%という高い経済成長率による税収増を前提にしている。過去に橋本龍太郎内閣(97年)の名目3.5%、小泉純一郎内閣(06年)の名目3%を想定した財政再建策はことごとく失敗している。国民の暮らしを破壊して経済も財政も改善するはずがない、財政再建どころか逆に借金が増えただけであった。これが歴史の教訓である。この教訓を国民共通の認識にして、安倍政権の経済政策を糾弾する世論を大きくすることがいま重要であると考えます。

第2は、そもそも生存権とはなにか、憲法25条の立場に立ち、安倍政権と対峙することの重要性である。25条第1項は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、第2項で国の責務を明記している。現実には、歴代自民党政治のもとで、「健康で文化的」という文言が消え去り、生存権が「最低限度の生活」に限定されたことである。その「最低限度の生活」さえも、安倍政権が極限まで切り縮めようとしていることはすでにのべたとおりである。

朝日訴訟の第一審判決(1960年)は、憲法が定める「健康で文化的な生活」とは、「国民が単にかりうじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずがなく、……『人間に値する生存』あるいは『人間としての生活』と言い得るものでなくてはならない」といっている。「判決」は、このような人間らしい生活を保障する予算について、それは財源の有無によって決めるのではなく、むしろ「指導支配すべきもの」、つまり優先的に財源を確保すべきであると断言している。この判決こそがたたかいの到達点であり、私たちが依拠すべき

立場である。戦後、生存権は労働権、労働組合権、教育権などともに、「社会権」(基本的人権)として国際的に定着した。この到達点に確信を持つことが重要である。

第3は、安倍独裁政権に反対する多数派を形成するうえでの「言葉」の持つ重み、力についてである。安倍政権が日本を「戦争する国」に変え、若者に「武器」を持たせようとしているもとで、私たちは「武器なき闘い」を挑まなければならない。しかし、私たちには本物の「武器」よりも強い、「言葉」という「武器」があるということである。

為政者は常に国民を分断して支配する。新自由主義は「競争」を持ち込み、自己責任、自助努力を浸透させる。さらに弱者同士をいがみ合いさせ、ここでも分断の罫をしかける。ときにマスコミも動員する。仲間を増やすことは大きな努力を要する。そんな状況下で、私たち一人ひとりが相手の心に響く、魅力ある「言葉」を磨き、個性ある「対話の世界」を質・量ともに広げる努力が決定的に重要であると考えます。ともに大いに努力したい。

最後に、いま国民のなかに「徴兵制」への不安が広がっていることである。安倍首相は否定するが、警戒すべきことは、安倍政権のすすめる貧困政策が兵隊を集めやすい経済環境づくりと重なることである。つまり、貧困から脱出するすべは軍隊に入るしかない社会づくりである。しかもこれは「志願兵」であるから、「苦役禁止」(憲法18条)に抵触しない、「自己責任」にすり換えられる。「経済的徴兵制」と「経済ジェノサイド」に反対するたたかいはメダルの裏表であることを強調して、本稿の結びとしたい。(15年8月15日記)

(みなり かずお・会員・社会保障問題研究者)